

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

三 代表者の氏名

東 島 満

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業を通して、高齢者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

（変更後）この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者及び障害者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業・障害福祉サービス事業などを通して、高齢者や障害者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。